

循環型社会形成推進交付金等申請ガイド

(施設編)

令和3年3月

環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課

目 次

第1章 循環型社会形成推進交付金制度の概要.....	1
1-1 目 的.....	1
1-2 特 徴.....	1
1-3 交付（補助）対象地域.....	2
1-4 交付（補助）対象事業及び交付（補助）率.....	3
1-5 主な交付（補助）対象事業及び対象施設.....	4
(1) マテリアルリサイクル推進施設.....	4
(2) エネルギー回収型廃棄物処理施設.....	4
(3) 有機性廃棄物リサイクル推進施設.....	5
1-6 政府の方針.....	5
(1) ごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化.....	5
(2) PFI等の民間活用.....	5
(3) 一般廃棄物会計基準の導入.....	6
(4) 廃棄物処理の有料化.....	6
第2章 循環型社会形成推進交付金等に係る事務フロー図.....	7
2-1 循環交付金、施設整備交付金、二酸化炭素交付金.....	7
2-2 二酸化炭素補助金（令和2年度予算の場合）.....	8
第3章 交付・補助対象施設毎の設備の例.....	9
3-1 施設の新設・増設.....	9
(1) リサイクルセンター.....	9
(2) スtockヤード.....	13
(3) 容器包装リサイクル推進施設.....	16
(4) ごみ焼却施設（ボイラ・タービン発電付）.....	19
(5) ごみ焼却施設（水噴射式）.....	26
(6) メタンガス化施設（単独で整備する場合）.....	31
(7) メタンガス化施設（焼却施設を併設する場合）.....	34
(8) 汚泥再生処理センター.....	36
(9) 最終処分場.....	39
(10) 最終処分場再生事業.....	43
(11) 廃棄物運搬中継施設.....	44
3-2 廃棄物処理施設の基幹的設備改良事業.....	47
(1) ごみ焼却施設の基幹的設備改良事業.....	48
(3) リサイクルセンター、Stockヤードの基幹的設備改良事業.....	54
3-3 廃棄物処理により生じたエネルギーを地域で利活用する事業.....	56

(1) 電線、変圧器等廃棄物発電により生じた電力を利活用するための設備導入事業.....	56
(2) 熱導管等廃棄物の処理により生じた熱を利活用するための設備.....	58
3-4 施設整備に関する計画支援事業.....	62
第4章 交付・補助対象設備の交付率・補助率の早見表.....	66
4-1 施設の新設・増設.....	66
4-2 施設の改良・改造.....	68
4-3 廃棄物処理による未利用熱、廃棄物発電の有効利用事業.....	69
4-4 計画支援事業.....	69
4-5 廃焼却施設の解体、用地の取得.....	70
第5章 交付金等手続きに関する留意点等.....	71
第6章 事例集.....	75
参考資料.....	80

第1章 循環型社会形成推進交付金制度の概要

1-1 目的

循環型社会形成推進交付金制度（浄化槽に係る事業を除く。以下「交付金制度」という。）は、廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を総合的に推進するため、市町村（一部事務組合、広域連合、特別区及び民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第2条第2項に規定する特定事業として交付対象事業を実施する市町村を含む。以下同じ。）の自主性と創意工夫をいかにしながら、3Rに関する明確な目標設定のもと、広域のかつ総合的に廃棄物処理・リサイクル施設の整備等を推進することにより、循環型社会の形成を図ることを目的とする。

また、交付金制度においては、市町村が行う一般廃棄物処理施設の整備には一時的に莫大な費用を要するため、一般会計において循環型社会形成推進交付金（以下「循環交付金」という。）及び廃棄物処理施設整備交付金（以下「施設整備交付金」という。）を計上するとともに、エネルギー対策特別会計においても二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（先進的设备導入推進事業）（以下「二酸化炭素交付金」という。）及び二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（以下「二酸化炭素補助金」という。）を計上し、多様な財源により市町村を支援している。

このため、上述したとおり循環交付金は、循環型社会の形成を図ることを目的としているが、施設整備交付金については、大規模災害発生時における災害廃棄物の円滑・迅速な処理に向けた平時からの備えとしての地域の廃棄物処理システムの強靱化を目的とし、二酸化炭素交付金及び二酸化炭素補助金については、廃棄物処理施設で得られるエネルギーを有効活用し、エネルギー起源のCO₂に対する排出抑制を図りつつ、当該施設を中心とした自立・分散型の地域エネルギーセンターの整備や災害時のレジリエンス強化等を併せた目的としている。

1-2 特徴

本交付金制度は、市町村の策定する循環型社会形成推進地域計画（以下「地域計画」という。）に対する総合的支援制度であり、次のような特徴がある。

① 地方の実情に即した柔軟な計画と予算配分が可能

交付金（二酸化炭素補助金を除く。）は地域計画に位置づけられた各事業に対し、事業間調整^{注1)}や年度間調整^{注2)}が可能である。

注1) 事業間調整とは、地域計画に基づく各交付対象事業費の合計額の範囲内で、各々の交付対象事業費の当年度の交付額を増減させることをいう。

注2) 年度間調整とは、交付金の交付決定後に交付対象事業の進捗率が減少した場合、一般的には減少した実績により交付金の交付を受けることとなるが、このような場合でも、交付決定された額どおりに交付金の交付を受けることとし（増額調整）、この交付決定額と減少した実績に基づく交付額との差額を翌年度以降の交付金において減額する（減額調整）ことをいう（ただし、地域計画期間内に限る。）。

② 明確な目標設定と事後評価を重視

廃棄物の発生抑制やリサイクルの推進、最終処分量の抑制等に関する明確な目標を設定し、その達成状況や計画の進捗状況について事後的に評価し公表する。

③ 国と地方が構想段階から協働し、循環型社会づくりを推進

地域計画の作成に当たり、国、都道府県及び市町村が意見交換を行うことにより、我が国全体として、さらには国際的な連携も視野に入れて、最適な3Rシステムを構築する。一方、自由度の高い制度の創設により、地方の独自性、自主性の発揮も確保する。

1-3 交付（補助）対象地域

適正な循環の利用や処分を確保するためには、地域の社会的、地理的な特性を考慮した上で適正な施設の規模を確保して広域的な処理を行うことが有効であり、そのため、本交付金制度においては、その交付対象地域に人口5万人以上又は面積400km²以上という規模の下限を設けている。ただし、沖縄県、離島地域、奄美群島、豪雪地域、山村地域、半島地域及び過疎地域については、人口又は面積の要件に該当しない場合でも交付対象としている。なお、各交付金及び補助金により対象地域が異なる。【表1-1参照】

地域計画を作成しようとする市町村がこの規模要件に満たない場合、近隣市町村とともに一般廃棄物処理の広域化・集約化を図ることとする。計画対象地域の設定に当たっては、都道府県において策定されている広域化・集約化計画のブロック割り等を考慮する。

既に広域的な取組を行っているが、ごみの種類や処理形態等により広域処理の対象地域が異なっている場合、計画の対象地域の設定としては、関連する市町村を包含した地域設定とすることが望ましい。例えばA町がB村と共同で可燃ごみの焼却を行っているが、資源ごみの収集についてはC町と共同で行っている場合、A町、B村及びC町を一つの地域として計画を策定することが望ましい。

表1-1 各交付金及び補助金の交付対象地域

交付金、補助金の区分及び対象地域等の根拠	対象地域等の内容
循環交付金 交付要綱第3 交付対象	人口5万人以上又は面積400km ² 以上の地域計画又は一般廃棄物処理計画対象地域を構成する市町村及び当該市町村の委託を受けて一般廃棄物の処理を行う地方公共団体とする。ただし、沖縄県、離島地域、奄美群島、豪雪地域、山村地域、半島地域及び過疎地域にある市町村を含む場合には人口又は面積にかかわらず対象とする。
施設整備交付金 交付要綱第3 交付対象	北海道、沖縄県、離島地域を除く。人口5万人以上又は面積400km ² 以上の地域計画又は一般廃棄物処理計画対象地域を構成する市町村及び当該市町村の委託を受けて一般廃棄物の処理を行う地方公共団体とする。ただし、豪雪地域、山村地域、半島地域及び過疎地域にある市町村を含む場合には人口又は面積にかかわらず対象とする。また、災害廃棄物処理計画策定支援事業については、北海道、沖縄県、離島地域についても対象とする。

二酸化炭素交付金 交付要綱第3 交付対象	人口5万人以上又は面積400km ² 以上の地域計画又は一般廃棄物処理計画対象地域を構成する市町村及び当該市町村の委託を受けて一般廃棄物の処理を行う地方公共団体とする。ただし、沖縄県、離島地域、奄美群島、豪雪地域、山村地域、半島地域及び過疎地域にある市町村を含む場合については人口又は面積にかかわらず対象とする。
二酸化炭素補助金 実施要領第3 補助金の交付事業 (2)間接補助金の交付の申請者	人口5万人以上又は面積400km ² 以上の地域計画又は一般廃棄物処理計画対象地域を構成する市町村及び当該市町村の委託を受けて一般廃棄物の処理を行う地方公共団体。ただし、沖縄県、離島地域、奄美群島、豪雪地域、山村地域、半島地域、過疎地域を含む場合については人口又は面積にかかわらず対象とする。

1-4 交付（補助）対象事業及び交付（補助）率

地域計画（施設整備交付金については、地域計画及び災害廃棄物処理計画）に掲げられた次の事業等（経過措置として実施している事業及び一部の地域のみを対象とする事業は記載を省略。）をいう。【表1-2 参照。詳細は第4章 交付率・補助率の早見表による。】

表1-2 各交付金及び補助金の対象事業

交付対象事業	循環交付金	施設整備交付金	二酸化炭素交付金	二酸化炭素補助金
マテリアルリサイクル推進施設	1/3	1/3	—	—
エネルギー回収型廃棄物処理施設	1/2、1/3	1/2、1/3	1/2、1/3	1/2、1/3
廃棄物運搬中継施設	1/3	1/3	—	—
有機性廃棄物リサイクル推進施設	1/3	—	—	—
最終処分場（可燃性廃棄物の直接埋立施設を除く。）	1/3	1/3	—	—
最終処分場再生事業	1/3	1/3	—	—
廃棄物処理施設の基幹的設備改良事業（交付率1/3）	1/3	1/3	—	—
廃棄物処理施設の基幹的設備改良事業（交付率1/2）	1/2	1/2	—	1/2 ^{注）}
廃棄物処理施設への先進的設備導入事業	—	—	1/2	—
漂流・漂着ごみ処理施設	1/3	—	—	—
コミュニティ・プラント	1/3	—	—	—

施設整備に関する計画支援事業	1/3	1/3	1/3	—
災害廃棄物処理計画策定支援事業	—	1/3	—	—

注) エネルギー回収型廃棄物処理施設に限る。

1-5 主な交付（補助）対象事業及び対象施設

(1) マテリアルリサイクル推進施設

廃棄物を材料・原料利用するために、選別・圧縮等の資源化を行うこと（資源リサイクル）を目的とした施設

① リサイクルセンター

廃棄物（不燃物・可燃物）の選別等を行うことにより、資源化（リサイクル）を進めるための施設、または不用品の補修、再生品の展示をとおしてリユースを進め、さらに3Rの普及啓発等を行うための機能も含む

② スtockヤード

分別収集された資源ごみ（びん、缶、ペットボトル等）、リサイクルセンターで選別・圧縮された資源ごみを、資源として有効利用するため、搬出するまで一時的に保管する施設

③ 灰溶融施設

熱回収施設等から排出される焼却残さ（焼却灰等）を溶融固化物（いわゆる溶融スラグ）に加工処理し、焼却灰のリサイクルを推進する施設

④ 容器包装リサイクル推進施設

分別収集回収拠点、資源ごみの保管施設や圧縮設備等を整備することにより、容器包装リサイクル分別収集体制を整備する事業

(2) エネルギー回収型廃棄物処理施設

廃棄物を焼却した際の熱を蒸気エネルギーとして回収し、または、ガス化改質し発電等の余熱利用を行う施設、廃棄物をバイオガスに転換し、発電等の余熱利用を行う施設及び廃棄物をバイオディーゼル燃料、ごみ固形燃料、改質ガス等の燃料等に転換する施設

① 熱回収施設（ガス化溶融を含む焼却）

熱分解、溶融等の単位反応を単独、又は組み合わせて適用することにより、ごみを高温酸化して容積を減じ、残さ又は溶融固形物に変換する施設。具体的には、ストーカ式等各種の燃焼方式の燃焼装置を有するごみ焼却施設、または、ごみを熱分解した後、発生ガスを燃焼又は回収（改質）する装置を有する熱分解と溶融を行う施設

② ごみ燃料化施設（RDF、BDF、炭、エタノール燃料、木材チップ等）

廃棄物を圧縮処理、化学反応処理、熱分解処理等を行うことにより、廃棄物に含まれているエネルギー源を回収する施設

（3）有機性廃棄物リサイクル推進施設

生ごみ等の有機性廃棄物（バイオマス廃棄物）を、し尿及び浄化槽汚泥等と併せて処理する施設や、堆肥化、飼料化等の資源リサイクルを図る施設

① 汚泥再生処理センター

し尿及び浄化槽汚泥のみならず、その他の生ごみ等の有機性廃棄物を併せて処理するとともに、資源（メタンガス、堆肥等）回収を行う施設

② ごみ飼料化施設

異物を含まないように分別・選別した厨芥等、飼料化に適したごみを微生物による生物反応・加温等による分解・乾燥等の処理によって動物の栄養になる飼料を得る施設

③ ごみ堆肥化施設

堆肥化に適した有機性廃棄物を、機械的に攪拌しつつ好気性雰囲気にとらすことにより、微生物による分解を促進させて堆肥にする施設

1-6 政府の方針

（1）ごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化

ごみ処理の広域化については、平成9年に「ごみ処理の広域化計画について」（平成9年5月28日付け衛環第173号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知。以下「平成9年通知」という。）を発出し、ごみ処理に伴うダイオキシン類の排出削減を主な目的として、各都道府県において広域化計画を策定し、ごみ処理の広域化を推進することを求めてきたところであり、ごみ処理の広域化は一定の成果を上げてきた。

一方、平成9年通知の発出から20年以上が経過し、我が国のごみ処理をとりまく状況は当時から大きく変化していることから、平成31年に「持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について（通知）」（平成31年3月29日付け環循適発第1903293号環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長通知。）を発出し、各都道府県において、管内市区町村と連携し、持続可能な適正処理の確保に向けた広域化・集約化に係る計画を策定し、これに基づき安定的かつ効率的な廃棄物処理体制の構築を推進することを求めている。

（2）PFI等の民間活用

多くの地方公共団体にとって、厳しい財政状況や人口減少、公共施設の老朽化などに適切に対応しながら、活気に溢れる地域経済を実現していくことは、喫緊の課題である。

こうした課題に対応するためには、行政と民間が連携した官民連携手法（PPP）を通じて、民間の創意工夫等を活用した地域経済の活性化や行政の効率化を実現していくことが必要であり、特に民間ならではの発想・ノウハウや民間資金を最大限に活用できるPFI制度を採用することによって、無駄なく効率的で住民の期待に応えた施設整備及びサービス提供を行うことができる。

新たにごみ焼却施設の整備計画を進めるにあたっては、事業実施方式として、PPP/PFIの導入の検討を行い、VFMを算定する等、定量的評価及び定性的評価により事業方式を評価し、総合的に最も効率的な方法で施設の整備を行うことを求めている。

（３）一般廃棄物会計基準の導入

地方公共団体の経営を進めるためには、内部管理強化と外部へのわかりやすい財務情報の開示が重要であり、公会計制度の整備が地方公共団体においてすすめられている。

市町村が実施する一般廃棄物の処理を行う事業及び一般廃棄物の処理を円滑に実施するための各種施策（以下、「一般廃棄物の処理に関する事業」という。）についても公会計制度の対象に含まれる事務・事業であるが、地方公共団体が行う事務・事業全般に係る公会計とは別に、一般廃棄物の処理に関する事業のみを切り出して財務情報の管理及び情報公開を行うことは、事業に要する費用の必要性や効率性について具体的に把握し、事業の効率化を図るとともに、住民や事業者に事業の理解を得るために意義のあるものである。また、今後循環型社会の構築に向けた取組の推進が求められる中、そのために取るべき具体的な施策や、施設整備を含めた処理システムの最適化等の検討の基礎情報、住民や事業者に対して処理システムの必要性等を説明するための情報としても、市町村による一般廃棄物の処理に関する事業に係る会計の分析・評価を行うことを求めている。

（４）廃棄物処理の有料化

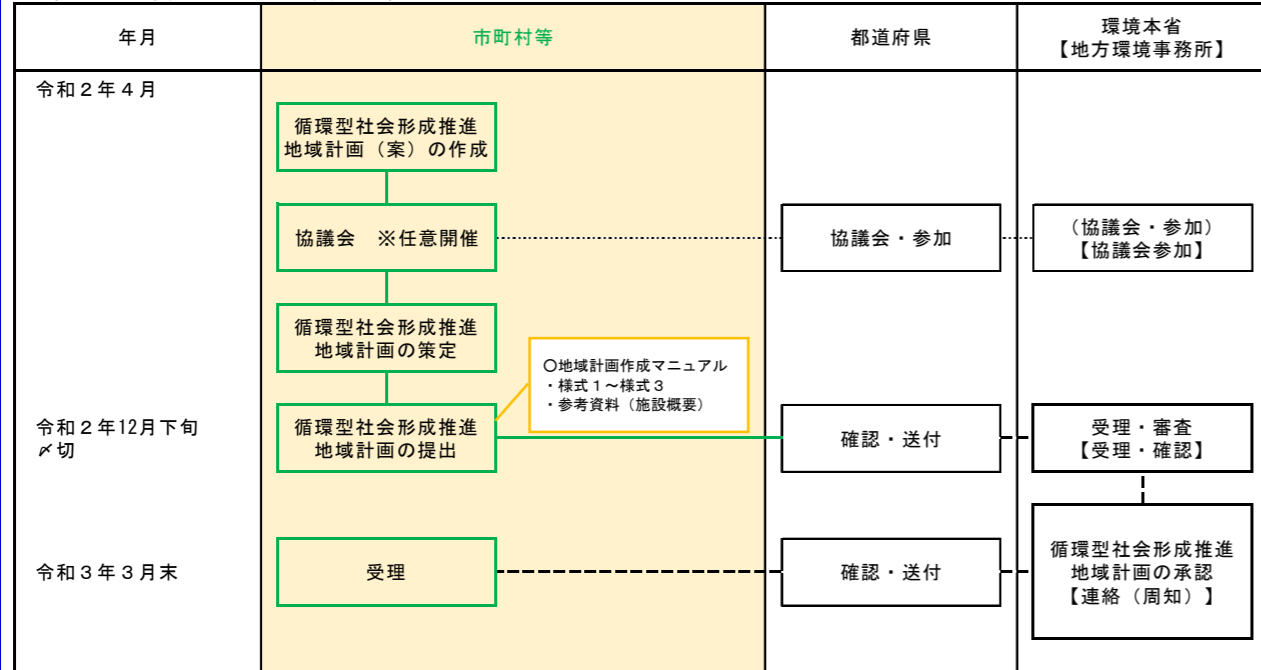
一般廃棄物処理の有料化の主な目的は、一般廃棄物の排出抑制や再生利用の推進、排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革などとし、市町村の一般廃棄物処理事業を循環型社会に向けて転換していくための施策手段として位置づけている。

有料化の導入について検討を行う際には、一般廃棄物処理に係る現状把握及び課題の整理を行い、課題解決を含めた一般廃棄物行政の目標を踏まえた上で、こうした有料化の目的のもとで期待する効果を明確にすることが適切である。なお、有料化の導入後には、実施状況やその効果についての点検を毎年度行うことが望ましい。

第2章 循環型社会形成推進交付金等に係る事務フロー図

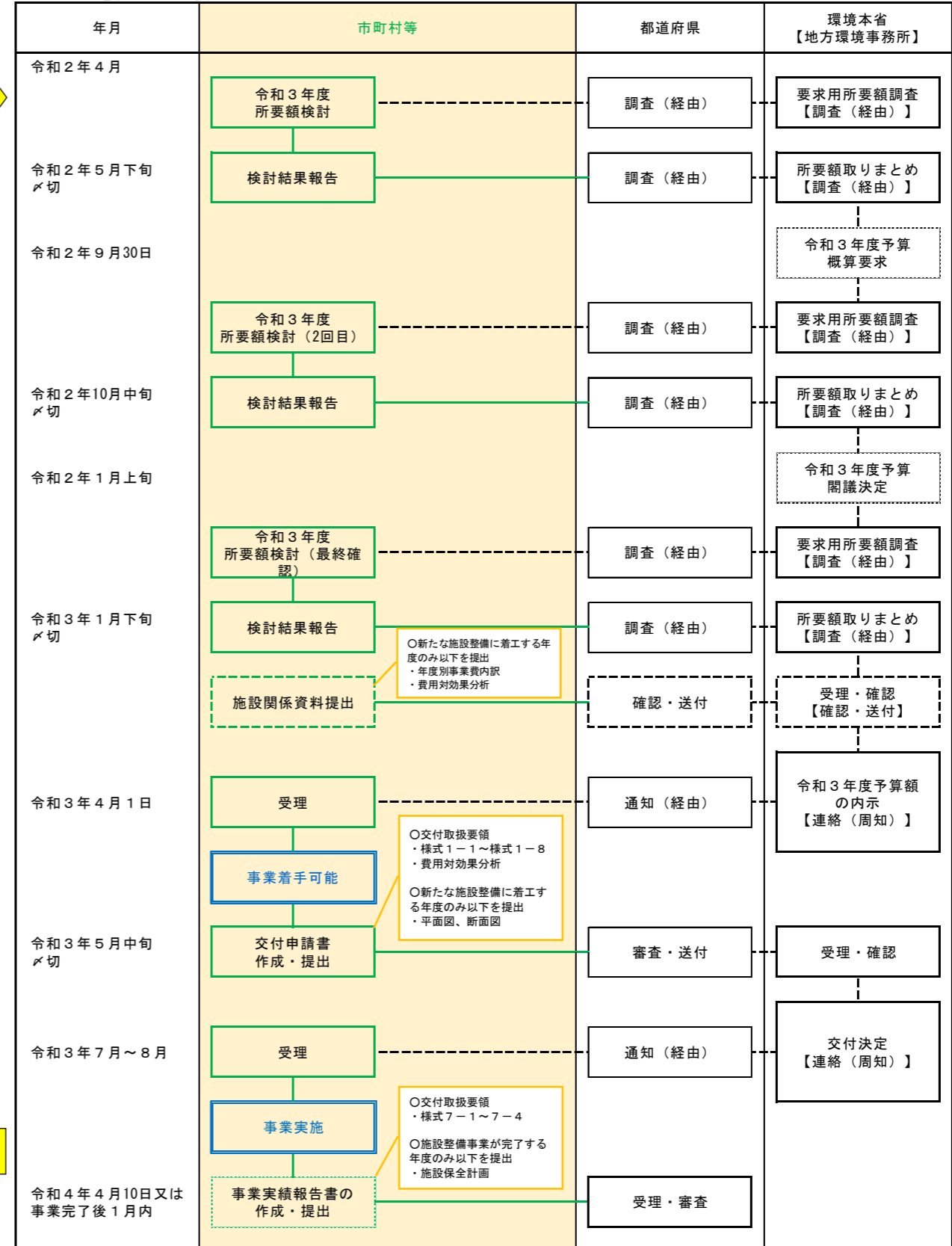
2-1 循環交付金、施設整備交付金、二酸化炭素交付金

1. 循環型社会形成推進地域計画
(令和3年度向けの計画策定の場合)

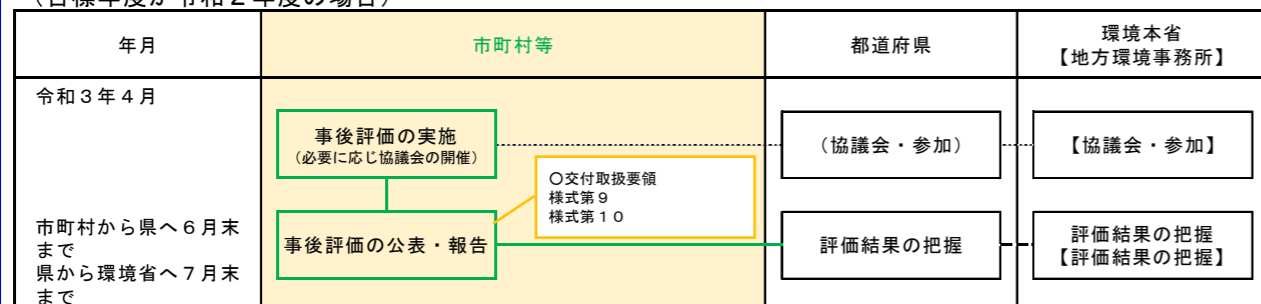


※年度末に承認するための一般的な事務フローであり、地域計画の策定が済んだものから随時提出することで差し支えない。

2. 循環型社会形成推進交付金、廃棄物処理施設整備交付金及び二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金
(交付金を要する年度のみ)



3. 循環型社会形成推進地域計画に係る事業実施後
(目標年度が令和2年度の場合)



2-2 二酸化炭素補助金（令和2年度予算の場合）

